

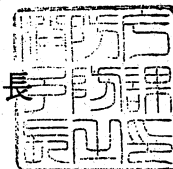


消防予第 118 号
消防安第 119 号
平成 17 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

殿

消防庁予防課



消防庁防火安全室長



放射線障害防止法の一部改正に伴うイオン化式感知器等の廃棄等における留意事項について

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 69 号）により、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年法律第 167 号。以下「改正放射線障害防止法」という。）が改正され、これに伴い、同法政令、施行規則も改正され、併せて関係告示も整備されました。これら一連の改正は、平成 17 年 6 月 1 日から施行されます。

この改正に関連して、消防法令等に定めるイオン化式住宅用防災警報器並びに自動火災報知設備のイオン化式スポット型感知器、イオン化アナログ式スポット型感知器、煙複合スポット型感知器、熱煙複合型スポット感知器のうちイオン化式感知器の性能を有するもの及び多信号感知器のうちイオン化式スポット型感知器の性能を有するもの（以下「イオン化式感知器等」という。）が、今回新たに改正放射線障害防止法の適用を受けることとなりました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、住民、消防用設備・点検業者等からの問い合わせについて適切に対応されますようよろしくお願い致します。

なお、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知されますようよろしくお願い致します。

記

1 改正放射線障害防止法の概要

改正放射線障害防止法の改正概要については文部科学省より事務連絡が出され、その抜粋については別紙（「放射性同位元素の使用者・販売事業者・賃貸事業者・廃

事務連絡
平成 17 年 7 月 8 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市予防主管課 } 御中

消防庁予防課

消防庁防火安全室

「放射線障害防止法の一部改正に伴うイオン化式感知器等の廃棄等における留意事項について」の一部訂正について

「放射線障害防止法の一部改正に伴うイオン化式感知器等の廃棄等における留意事項について」(平成 17 年 6 月 1 日付け消防予第 118 号・消防安第 119 号。以下「イオン化式感知器等通知」という。)を発出したところですが、内容の一部に誤りがあったこと、及び当該通知の別紙(文部科学省の事務連絡「放射性同位元素の使用者・販売事業者・賃貸事業者・廃棄業者の皆様へー放射線障害防止法の一部改正についてー」(平成 17 年 5 月文部科学省原子力安全課))について改訂されたことから、下記によりイオン化式感知器等通知本文を訂正し、及び別紙を差し替えていただきますようよろしくお願い致します。

なお、都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村に対しましても、この旨周知されるようよろしくお願い致します。

記

1 通知の訂正

訂正箇所	正	誤
記 3	改正放射線障害防止法は平成 17 年 6 月より施行……	改正放射線障害防止法は平成 18 年 6 月より施行……

2 別紙の差し替え

イオン化式感知器等通知の「別紙」をこの事務連絡の「別紙」に差し替え。

【 抜 粹 】

事務連絡
平成17年5月放射性同位元素等の使用者・販売業者・賃貸業者・廃棄業者の皆様へ
－放射線障害防止法の改正について－文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課放射線規制室

放射性同位元素等の使用者・販売業者・賃貸業者・廃棄業者の皆様におかれましては、日頃より放射線利用における安全確保にご尽力いただいていることと存じます。

この度、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第69号）により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が改正されました。これに伴い、同法施行令、施行規則も改正され、併せて関係告示も整備されました。これらの一連の改正は、平成17年6月1日から施行されます。

皆様におかれましては、一連の改正法令をよくお読みいただくようお願いします。また、別添1の資料で改正の主要点をご説明するとともに、別添2の資料（省略）で改正法施行の前後における必要な手続きの主な事例について、別添3の資料（省略）で放射線障害予防規程等の作成にあたっての留意点についてご説明していますので、改正に伴い放射線利用における安全確保に遺漏のないようお願いいたします。

今回の改正の主要点は、規制対象となる放射性同位元素の下限数量の変更です。特に以下の点にご注意下さい。

- ・従来規制対象ではなく、新たに規制対象となる数量の放射性同位元素を装備している機器（機器校正用線源を含みます。）のうち、平成19年3月末までに製造されたものについては、廃棄についてのみ改正法令の規定に従ってください。使用・保管・運搬については、特段の手続きは要しません。
- ・貴事業所における使用する核種や数量によっては、許可使用者、届出使用者のいずれに該当するかが変わる場合があります。
- ・また、放射性同位元素の販売業又は賃貸業を行う事業者は、販売業又は賃貸業の許可制ではなく届出制になります。さらに、届出販売業者及び届出賃貸業者のうち、放射性同位元素を直接取り扱う事業者は、販売業又は賃貸業の届出とは別に使用の許可又は届出を要することになります。
- ・なお、規制対象下限値は変更になりますが、排気・排水の濃度限度や施設の審査における被ばく評価の方法を変更するものではありません。排気・排水設備やしゃへいのための改造が直ちに必要となるものではありません。

別添1

放射線障害防止法及び関係政省令等の改正の内容

平成17年7月
文部科学省
原子力安全課

Ⅰ. 放射線障害防止法の主要改正点	2
Ⅱ. 規制対象下限値への国際標準の取り入れ	3
1. 下限数量の改正	3
2. 使用の許可と届出の区分	8
3. 設計認証（放射性同位元素装備機器の製造・輸入をしようとする者のための規定）	10
4. 設計認証（表示付認証機器の使用をする者のための規定）	16
5. 特定設計認証	17
6. 新たに規制対象となる装備機器に関する経過措置	18
7. 非密封線源の許可使用者以外の者による下限数量以下の非密封線源の使用	20
8. 許可使用者による下限数量以下の非密封線源の管理区域外における使用	23
Ⅲ. 販売・賃貸業の届出制化	26
9. 販売・賃貸業の届出制化	26
Ⅳ. 安全性の一層の向上	27
10. 施設検査・定期検査の対象の見直し（特定許可使用者として規定）	27
11. 定期確認制度の創設	29
12. 定期講習制度の創設	32
Ⅴ. 廃棄物埋設処分の規定の整備	34
13. 廃棄物埋設に関する基準の整備	34
Ⅵ. 放射線取扱主任者制度の改正	41
14. 放射線取扱主任者の選任区分の改正	41
15. 放射線取扱主任者の選任の時期	43
Ⅶ. その他の規制の合理化	45
16. 合併・分割の手続の合理化	45
17. 医療分野における規制の整理	46
18. 移動使用の範囲の拡大	47
19. 放射線発生装置の修理等の期間中に管理区域に立入る者の健康診断等の義務の弾力化	49
20. 自動表示装置等の設備の設置等を義務付ける放射性同位元素の数量の見直し	51
21. 旧法の表示付放射性同位元素装備機器（表示付ガスクロマトグラフ用ECD）の使用の条件	52

本通知文で参照している法令の条項の番号は、特段の注釈のない限り改正後の法令の条項の番号を指しています。

1. 放射線障害防止法の主要改正点

放射線障害防止法の主要改正点を概観します。

【ポイント】

1. 規制対象下限値への国際標準の取り入れ

- ◆ 国際原子力機関(IAEA)などの国際機関が共同で策定した「国際基本安全基準」で提唱されている免除レベルを下限数量(旧「定義数量」)として導入。
- ◆ 規制対象下限値の国際標準は、線量基準(通常の使用:年間 $10\mu\text{Sv}$ 事故時 1mSv)と様々な被ばく経路(シナリオ)を設定し、核種ごとに算出した数値基準(規制を免除する核種ごとの放射能(Bq)、放射能濃度(Bq/g))
- ◆ 密封されていない放射性同位元素については、多くの核種で下限数量が小さくなることから、設計認証・特定設計認証制度を創設し、安全性を損なうことなく合理的な放射性同位元素装備機器の使用を可能にした。

2. 安全性の一層の向上

- ◆ 主要許可使用者の安全管理を確認する定期確認制度を創設。
- ◆ 放射線取扱主任者の定期講習制度を創設。
- ◆ 定期検査の対象を合理的に見直し。

3. 廃棄物埋設処分の規定の整備

- ◆ 廃棄物埋設処分のための規定を整備。

4. 販売業・賃貸業の届出制化

- ◆ 販売業・賃貸業を許可制から届出制に改める。

【用語】

※今回の改正に伴い事業者の呼称が次のとおり定められています。

	《旧法》		《新法》
許可使用者、届出使用者の総称	使用者	→	許可届出使用者
廃棄業者	廃棄業者	→	許可廃棄業者
販売業者	販売業者	→	届出販売業者
賃貸業者	賃貸業者	→	届出賃貸業者
施設検査・定期検査の対象者		→	特定許可使用者(新設)
設計認証・特定設計認証を受けた者		→	認証機器製造者等(新設)
表示付認証機器の使用の届出をした者		→	表示付認証機器届出使用者(新設)

II. 規制対象下限値への国際標準の取り入れ

1. 下限数量の改正

(令第1条、数量告示第1条)

【趣旨・背景】

- ① 下限数量として国際標準を取り入れる。
- ② 下限数量を超えているかどうかを判断する単位を明確化する。

【ポイント】

- ① 放射性同位元素の下限数量として核種ごとに数量を定める。
 - ・ 「国際基本安全基準」で提唱されている免除レベルを下限数量として定める（原子炉等規制法の対象核種であるウラン、プルトニウム、トリウムは除く。）。
 - ・ 「国際基本安全基準」で定められていない核種については、同様の計算方法により英国放射線防護庁が算出した免除レベルを下限数量として定める。
 - ・ 英国放射線防護庁が算出した核種のうち、Sm-147については、使用の実態を踏まえた被ばく評価を行い、天然の組成比と同等の濃度を定める。（Sm-147は、磁石等に用いられているサマリウム中に含まれている。被ばく評価の結果、使用の実態が放射線障害防止上問題のないものに限定されていることに伴う特例。）
 - ・ 上記に含まれていない核種については、アルファ核種とそれ以外に分けて、下限数量を定める。この下限数量は、それぞれに属する核種について、「国際基本安全基準」及び英国放射線防護庁が定めている免除レベルのうち最も厳しい値を下限数量として定める。

(数量告示別表第1)

- ② 下限数量を超えているかどうかを判断する単位を明確化する。

	数量	(濃度)
密封された放射性同位元素	線源1個（通常、1式又は1組で用いるものは、1式又は1組）	線源1個
密封されていない放射性同位元素	事業所全体	容器1個

(数量告示第1条)

- ③ 核種が2種類以上の場合の下限数量を超えているかどうかの判断

- ・ 核種が2種類以上のときは、核種ごとの数量の規制対象下限値（数量告示別表第1で核種ごとに定めた数量。）に対する割合の和が1を超える場合に、下限数量を超えているものとして規制対象とする。

(数量告示第1条)

【補足】

- ① 数量と濃度について

- ・ 数量と濃度の双方が規制対象下限値（数量告示別表第1で核種ごとに定めた数量及び濃度。）を超える場合に規制対象となります。数量又は濃度の一方が規制対

象下限値（同前）の数量又は濃度以下の場合は規制対象とはなりません。

②密封された放射性同位元素（以下「密封線源」という。）について

- ・密封線源については、原則として、線源1個が下限数量を超えているかどうかで判断すればよいこととなります。減衰補正はしないで下さい。
- ・ガンマナイフのように複数の線源を1台の機器に装備して用いる場合は、一組又は一式として使用する線源群が、下限数量を超えているかどうかで判断します。
- ・1個の線源が下限数量以下の数量であるものであっても、一の容器に収納して使用をする場合など一式として使用をするものが下限数量を超えている場合には、下限数量を超えるものとして規制対象となります。

③密封されていない放射性同位元素（以下「非密封線源」という。）について

- ・非密封線源については、無限に小分けを行うことが可能であり、容器1個の数量で判断することは不適切なため、数量については事業所を単位として判断することとしています。
- ・濃度については、容器1個ごとに規制対象下限値（数量告示別表第1で核種ごとに定めた濃度。）の濃度を超えているかどうかを判断します。
- ・事業所において2種類以上の核種の使用をする場合、核種ごとの数量の規制対象下限値（数量告示別表第1で核種ごとに定めた数量。）の数量に対する割合の和が1を超えるときに、下限数量を超えているものとして規制対象となります。
- ・事業所において使用をするいくつかの核種の数量が規制対象に該当する場合、その他の核種の事業所における数量が規制対象下限値（同前）以下であっても規制対象となります。ただし、事業所における核種ごとの数量が規制対象下限値（同前）の数量の1/100未満である核種については、許可の申請時に、核種としては申請するものの、被ばく評価を要しない扱いとします。これは、新法令に特に規定はありませんが、運用上の対応となります。
- ・一度規制対象になった核種については、容器1個の数量が規制対象下限値（同前）以下の数量になるよう小分けしたのも規制対象となります。規制対象となったものの一部又は全部が付着・混入した物は、「放射性同位元素によって汚染された物」に該当します。

④濃度の和の計算を要する場合

- ・濃度が規制対象下限値（数量告示別表第1で核種ごとに定めた濃度。）を超えているかどうかの判断は、密封線源については線源1個、非密封線源については容器1個で行います。通常の密封線源は、比放射能から判断して濃度が規制対象下限値（同前）を超えていると考えられます。濃度の和を計算する必要がある密封線源は、複数の核種を使用している放射線測定器校正用の容積線源等限られたものであると想定しています。

【用語】

「下限数量」

規制対象となるような数量をいいます。核種が1種類の場合は、核種ごとの規制対象下限値の数量と同じです。核種が2種類以上の場合は、核種ごとの数量の規制対象下限値の数量に対する割合の和が1となる数量をいいます。したがって無数の数量の組み合わせを意味することになります。

密封線源については、線源1個の数量として下限数量を定めていますので、法令上「下限数量の～倍」との表現があるときは、線源1個あたりの数量を意味します。

（令第1条、数量告示第1条）

「規制対象下限値」

個々の核種ごとに定めた規制対象となる数量及び濃度の下限値をいいます。基本的には「国際基本安全基準」及び英国放射線防護庁が定めている数値を用いています。具体的には、数量告示別表第1に掲げられた数量及び濃度を意味します。核種が1種類の場合は規制対象下限値と下限数量は同じですが、核種が2種類以上の場合は規制対象下限値と下限数量は一致しません。

【参考】

- ・ IAEA等が示した免除レベルの数値については、
「電離放射線に対する防護及び放射線源の安全のための国際基本安全基準」
International Basic Safety Standards for Protection against Ionizing Radiation and for the Safety of Radiation Sources, Safety Series No.115, IAEA, Vienna (1996)
の附則1に示されている。
- ・ 免除の基本的な考え方や原則については、
「放射線源と行為の規制管理からの免除のための原則」
Principals for the Exemption of Radiation Sources and Practices from Regulatory Control, Safety Series No.89, IAEA OECD/NEA, Vienna (1988)
- ・ 英国放射線防護庁が示した免除レベルの数値については、
Exemption concentrations and quantities for radionuclides not included in the European Basic Safety Standards Directive, NRPB「R-306」(1999)
に示されている。
- ・ これらの免除レベルの国内法令への取り入れの検討結果については、
放射線審議会基本部会報告書「規制免除について」(平成14年10月 記号の誤記を平成15年7月修正版において修正)
に示されている。同報告書付録4中付表3、付表4にIAEA等が示した免除レベル、英国放射線防護庁が示した免除レベルも記載されている。
- ・ サマリウムの濃度に関する検討については、
放射線審議会総会資料第91-3号「放射線障害防止法及び関係政省令等の改正について」中に「サマリウム147の免除レベルについて」として示されている。

【Q&A】

Q1-1

規制対象下限値の見直しを踏まえ、排水濃度限度・排気濃度限度についても見直すべきではないか。

1. 排気・排水濃度は、1年間に呼吸する空気や飲用する水のすべてが放射線施設の排気口・排水口での排気・排水であっても年間1mSv以下となるように計算されています。規制対象下限値は、通常の使用で年間10 μ Sv、事故時で1mSv以下となるような濃度が計算されています。
2. 排気・排水の濃度限度を見直す場合は、前者の考え方を再検討することになります。両者の計算の考え方が違いますが、多量の放射性同位元素が恒常的に存在する可能性のある施設からの排気・排水の上限としての濃度と人の健康への影響が無視できることから規制を要しないものの範囲を定める濃度は、異なる性格のものと考えます。規制対象下限値の濃度を変更したことで、直ちに排気・排水の濃度を見直さなければならないものではないと考えています。
3. なお、ICRPの次期勧告において線量拘束値の概念や値などについて議論がされています。この勧告の内容次第では、施設の排気・排水濃度限度について、年間1mSvを基準として考えるべきかどうかということも検討を要することがあり得ます。このような勧告の動向にも注意すべきと考えます。

Q1-2

サマリウム147について英国放射線防護庁が算出した免除レベルを採用しない理由は何か。

1. サマリウムは、サマリウムコバルト磁石の材料として携帯電話、コンピュータのハードディスク、プリンター等に、またサマリウムセラミクスとしてコンデンサー、誘導体セラミクス等に用いられています。サマリウム147は、サマリウムの放射性同位体です。同位体比を考慮すれば、サマリウム単体には、127Bq/gのサマリウム147が存在します。
2. 英国放射線防護庁が算出したサマリウム147の免除レベルは、数量が10,000Bq（サマリウムの重量で78gに相当）、濃度が10Bq/gです。携帯電話等ほとんどの製品は、製品中に用いられている磁石が微量であり、含まれるサマリウム147の数量が免除レベルを下回ります。しかし、工場の製造過程における酸化サマリウムやサマリウム合金等の状態では、数量及び濃度の双方が免除レベルを上回ります。
3. サマリウム147のような自然放射性物質の規制のあり方について、放射線審議会基本部会が平成15年10月にまとめた報告書では、サマリウムのような自然放射性物質を産業用原材料として用いる場合には、作業員又は一般公衆が受ける線量に応じて放射線防護上の適切な管理を求めることを提言しています。その線量の目安としては、1 mSv/年を超えたときに行政が規制や介入を行うかどうかを検討するべきであるとしています。
4. サマリウム147は、 α 線のみを放出する核種です。したがって、被ばくについて実質的に問題とすべきは、内部被ばくのみです。サマリウムの作業工程で発生する粒径や作業時間について、実際のものより保守的な評価を行っても1 mSv/年を超えません（※）。また、IAEAがクリアランスレベルを算出した計算方法で廃棄物処分を評価した場合、1 mSv/年となる廃棄物の濃度は100Bq/gですが、サマリウムは他の物質を含む状態で廃棄・再利用されており、濃度は100Bq/gを超えません。

※サマリウムの作業工程における被ばく評価については、放射線審議会基本部会第15回において、実際にサマリウムを利用している作業現場における被ばくについて評価を行っています。
5. なお、現在のところ、サマリウム147から放出される放射線を利用する使用の例がないこと、また、上記の被ばく評価は、現在の利用形態を前提としたものであることから、将来、新たな利用形態が生じた場合には規制対象下限値については、改めて検討するべきであると考えます。
6. このように厳格に被ばく評価を行った上で、サマリウム147の現在の利用形態について限定した規制対象下限値として、サマリウム147のうち放射性同位元素の濃度を天然の状態に比べて高めていないものの濃度の特例として130Bq/gを定めることとしたものであります。
7. なお、サマリウム利用事業者に対しては、サマリウム147が放射性同位元素であることを作業員に周知することや、作業工程及び廃棄について留意すべきこと等をまとめ、ガイドラインとして提示する予定です。

2. 使用の許可と届出の区分

(令第3条)

【趣旨・背景】

- ・使用の許可と届出を区分する数量について、旧法令の考え方を基本としつつ、合理化を図る。

【ポイント】

- ①密封線源については、線源1個（一組又は一式）の数量が下限数量の1000倍を超えるものを使用する場合に許可を要する。

(令第3条第1項、数量告示第1条第1号)

- ②非密封線源については、工場又は事業所における数量が下限数量を超える場合に許可を要する。

(令第3条第1項、数量告示第1条第2号)

【補足】

- ・密封線源の許可と届出の区分は、下限数量の1000倍で区分します。これは旧法令と同様です。ただし、密封線源の数量は、線源1個（一組又は一式）で判断する規定としたため、届出対象の線源を複数有している場合、その和が下限数量の1000倍を超えたときにも届出で足りることとなります。
- ・許可使用者が、下限数量の1000倍以下の密封線源を追加して使用しようとするときは、別に届出をするのではなく、許可の変更の手続で行います。これは、旧法と同様です。

(数量告示第1条)

【Q&A】

Q2

旧法の許可届出は新法の許可届出にみなされるので、移行期の手続は不要ではないか。

1. 改正法の附則で旧法の許可や届出は新法の許可や届出とみなす旨の規定があり、旧法の事業者であって新法の下でも規制を受ける事業者は、施行時に自動的に新法の事業者になります。
2. しかしながら、新法の下でどのような位置づけの事業者に該当するかについて、国と事業者双方が共通の認識に立つことが必要であることから、確認のため、移行期の手続をお願いすることとしました。この確認は、新法での位置づけを確認するためのみのものですので、法令の様式によらず事務連絡によることも考えましたが、施行後に無用の誤解や混乱が起こること等を避けるため、法令の様式を用いて確認を行うこととしたものです。
3. したがって、手続を行わなくとも、新法の許可届出使用者に該当しないというものではありません。また、届出使用者から許可使用者にみなされる場合を除き、法令違反に該当するものでもありません。お手数をおかけしますが、確認のため、御協力をお願いします。
4. なお、非常に多数を占める新法の表示付認証機器とみなされる旧法の表示付放射性同位元素装備機器のみの使用者には、廃止の届出の様式の提出を求めないこととし、負担軽減を図っています。

3. 設計認証（放射性同位元素装備機器の製造・輸入をしようとする者のための規定）

（法第2章の2、規則第2章の2）

【趣旨・背景】

- ① 下限数量に国際標準を導入することにより、放射性同位元素の数量の小さい放射性同位元素装備機器（以下「装備機器」という。）が新たに規制の対象となる。装備機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築する。
- ② 機器の製造・輸入をしようとする者は、設計認証を受けることができる。設計認証を受けた装備機器の使用者には、一般の放射性同位元素とは異なる規制を課す。

【ポイント】

① 対象機器

- ・ 設計認証：装備機器全般（装備機器の種類に限定なし。特定設計認証を受けた装備機器のみを除く。）

（法第12条の2第1項）

② 設計認証の申請者

- ・ 装備機器を製造しようとする者
- ・ 装備機器を輸入しようとする者

（法第12条の2第1項）

③ 認証の単位

- 次のいずれかが異なる場合は、新たに認証を受けることが必要
 - ・ 放射線障害防止のための機能を有する部分の設計
 - ・ 設計に合致することの確認の方法（品質管理の体制）
 - ・ 使用・保管・運搬条件

（令第11条第1項）

④ 認証の申請先

- ・ 下限数量の1000倍以下の装備機器 登録認証機関
- ・ 下限数量の1000倍を超える装備機器 国

（法第12条の2第1項、令第11条第2項）

⑤ 認証の基準

〔設計に関する条件〕

- 次の基準に適合していることが、試作品により確認されていること。
 - ・ 外部被ばく年1 mSv以下、内部被ばくのおそれがないこと。
 - ※ 装備機器の種類ごとに定める年間使用時間（測定器等の校正用線源等は25時間、その他の装備機器（計測機器等）は100時間）以上の時間数で外部被ばくを評価すること。

（規則第14条の3第1項第1号イ、ハ、設計認証告示別表第1第2欄）

- ・ 適切な密封性能を有すること（装備機器の種類ごとにJISの試験方法による等級を告示で定める。）。

（規則第14条の3第1項第1号ニ、設計認証告示別表第1第3欄）

- ・ 線源が固定されていること、取扱いの際の温度等に耐えること。

（規則第14条の3第1項第1号ホ、ヘ）

〔品質検査の条件〕

- 検査のための組織、管理責任者が置かれていること。
(規則第14条の3第1項第2号イ)
- 次の事項を記載した検査に関する規程が定められ、それに基づき検査が適切に行われると認められること。
 - ・文部科学大臣が定める工業標準化法に基づく日本工業規格Z4821-1に定める線源の密封性の等級に相当することの確認の方法
 - ・外部被ばくの線量が基準を満たしていることの測定の方法
 - ・その他必要な検査の手順及び方法(規則第14条の3第1項第2号ロ)
- 検査に必要な測定器等の管理に関する規程が定められ、それに基づき測定器等の管理が適切に行われると認められること。
(規則第14条の3第1項第2号ハ)

〔使用の条件〕

- ・使用者は、放射線障害防止のための機能を有する部分の分解又は組立てを行わないこと。
(規則第14条の3第2項第2号)

〔保管の条件〕

- ・みだりに持ち運ばれないようにすること。
(規則第14条の3第2項第4号)
- ・専用の容器その他の標識を付した容器で保管すること、又は技術基準を満たす貯蔵室若しくは貯蔵箱で保管すること。
(規則第14条の3第2項第3号)

〔運搬の条件〕

- ・L型輸送物として、L型輸送物の基準に従い運搬すること。
(規則第14条の3第2項第5号)

〔年間使用時間等〕

- ・同一の者が外部被ばくの評価に用いた使用時間を超える時間接近しないこと。
(規則第14条の3第2項第1号)
- ・その他使用・保管・運搬に関する条件が放射線障害防止上、適正かつ合理的なものであること。
(規則第14条の3第2項第6号)

〔下限数量の1000倍を超える数量の装備機器の認証の付加的な基準〕

- ・放射線障害防止機能が損なわれた場合に操作者が容易に認識できること。
- ・認証機器製造者等が、1年を超えない期間ごとに放射線障害防止機能の点検を行うこと。
- ・機器の種類ごとに告示で定める基準を満たすこと。
(規則第14条の3第3項)

⑥登録認証機関の実地の調査

- ・認証の審査時において、登録認証機関が必要と認めるときは、検査の実施体制について設計認証員等2名以上により実地調査を行う。
(法第12条の3第2項、規則第14条の3第4項)

⑦設計合致義務等

- ・ 認証機器製造者等は、認証を受けた装備機器（以下「認証機器」という。）を製造・輸入するときは、認証に係る設計に合致するようにしなければならない。
(法第12条の4第1項)
- ・ 認証機器製造者等は、認証を受けた確認の方法に従い、認証機器の検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。
(法第12条の4第2項)
- ・ 検査記録の記載事項
 - (イ) 検査に係る認証番号
 - (ロ) 検査を行った年月日及び場所
 - (ハ) 検査を行った責任者の氏名
 - (ニ) 検査の方法
 - (ホ) 検査の結果
(規則第14条の4第1項)
- ・ 検査記録の保存期間：10年間
(規則第14条の4第2項)
- ・ 検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。
(規則第14条の4第3項)
- ・ 認証を受けた設計に合致していることが確認された認証機器には、認証機器である旨の表示を付すことができる（表示を付した認証機器を「表示付認証機器」という。以下同じ。）。その他の機器には、認証機器の表示や紛らわしい表示をしてはならない。
(法第12条の5第1項、第2項)
- ・ 表示の内容：設計認証の文字と三葉マーク、文部科学大臣又は登録認証機関の名称及び認証番号。機器本体に表示を付すことが著しく困難な認証機器にあっては、専用の容器に表示することができる。
(規則第14条の5、別図)

⑧販売時の添付文書の記載事項

- 表示付認証機器を販売・賃貸しようとする者は、以下の事項を記載した文書を表示付認証機器ごとに添付しなければならない。
 - ・ 認証番号
 - ・ 認証条件（認証を受けた使用・保管・運搬の条件）
 - ・ 廃棄の方法
 - ・ 法令に違反した場合に罰則が課されていること
 - ・ 使用の開始及び廃止の届出の様式
 - ・ 製造メーカー等の連絡先
 - ・ 文部科学省のホームページアドレス
(法第12条の6、規則第14条の6)

⑨違反時の措置

- 文部科学大臣は、以下の違反をした者に対して、認証の取消し、表示付認証機器の回収その他の措置の命令を行うことができる。
 - ・ 不正の手段により認証を受けたとき
 - ・ 認証を受けた設計に合致しているかどうかの検査を行わなかったとき
 - ・ 認証を受けた設計に合致しているかどうかの検査の検査記録を法令どおりに記録・保存しなかったとき
 - ・ 添付文書を添付せずに販売・賃貸したとき
(法第12条の7第1項、第2項)

●罰則

- ・文部科学大臣の命令に違反したとき
1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこれの併科。
(法第53条第4号)
- ・検査記録の作成をしないとき、虚偽の記録をしたとき、記録の保存をしないとき
(法第55条第5号)

【補足】

①規定の対象者

- ・認証の申請者に係る法第12条の2第1項の規定や販売・賃貸時の文書の添付に係る法第12条の6の規定には、対象者を「業として」行う者に限定する規定とはなっていません。
- ・つまり、認証機器を製造・輸入しようとする者であれば、認証の申請を行うことができることとなります。必ずしも業として製造・輸入しようとする者であることを要しません。ただし、許可届出使用者であることが必要です。
- ・同様に、販売・賃貸時の文書の添付は、販売業者・賃貸業者以外の者が単発的に販売・賃貸するときにも添付する必要があります。
- ・表示付認証機器を購入後、第三者に転売するときなどに添付文書を添付することが必要となるわけですが、この添付文書は、記載すべき事項が記載されておればよく、最初の購入時に添付されていた文書そのものである必要はありません。例えば、認証機器製造者等のウェブサイトから表示付認証機器ごとの添付文書をダウンロードできれば、ダウンロードした文書で構いません。

②下限数量の1000倍を超える数量の装備機器

- ・下限数量の1000倍を超える数量の装備機器についても設計認証を受けることができます。このような機器の認証の申請は、登録認証機関ではなく国に申請しなければいけません。
- ・下限数量の1000倍を超える装備機器の認証の基準も1000倍以下の数量の装備機器の認証の基準と同様ですが、付加的にいくつかの基準があります。
 - －放射線障害防止機能が損なわれた場合に操作者が容易に認識できること。
(故障時に警報・警報灯の点灯などにより容易に認識できること。)
 - －認証機器製造者等が、1年を超えない期間ごとに放射線障害防止機能の点検を行うこと。
(認証機器製造メーカーやその委託を受けた者が、表示付認証機器の使用者を巡回するなどして放射線障害防止機能の点検を行うこと。)
 - －機器の種類ごとに告示で定める基準を満たすこと。
(基準は、今後個別に制定する予定です。)
- ・機器の種類ごとに告示で定める基準を満たすことが必要であり、この基準は、今後、個別に制定する予定です。下限数量の1000倍を超える装備機器の認証を求める者は、国によく御相談ください。

③認証の変更

- ・設計認証には、変更の手続きがありません。設計、使用条件又は品質管理体制のいずれかが変わった場合は、新たに設計認証を取得していただくこととなります。設計が異なる製品は、別の型番を付し、別製品として販売することが通常と考えられます。また、変更前に製造した製品もやはり認証を受けた製品として扱うためには、変更の手続きを設けることは、適切ではないためです。

④認証の基準の補足

〔設計に関する条件〕

- 外部被ばく年1 mSv以下、内部被ばくのおそれがないこと
 - ・外部被ばくは、申請者の申請する年間使用時間で1 mSv/yを超えないことを審査します。この年間使用時間は、装備機器の種類ごとに設計認証告示で定める時間数を超えるものでなければいけません。測定器等の校正用線源などについては25時間、その他の装備機器（計測機器等）については年間100時間以上で評価してください。これを上回る時間であれば、大きな時間数であることはかまいません。ただし、この年間使用時間は、装備機器を操作する時間だけでなく保管等をしているときを含めて50センチメートル以内に接近しないことが使用・保管等の条件となることに留意してください。（上記の申請者が評価に用いる年間使用時間については、実際の使用に当たってもこれを超えて使用しないようにしてください。）
- 適切な密封性能を有すること（機器の種類ごとにJISの試験方法による等級を告示）
 - ・JIS Z4821-1を踏まえ、制定したものです。
- 線源が固定されていること、取扱いの際の温度等に耐えること。
 - ・装備機器の使用条件を踏まえ、申請してください。

〔品質検査の条件〕

- 検査のための組織、管理責任者が置かれていること。
 - ・検査のための組織に、人数等の要件はありません。専任であることも要しません。
- 外部被ばくの線量が基準を満たしていることの測定の方法
 - ・製品の線量当量率を測定し、認証を受けた設計の範囲内であることを確認すること等を規程に定めて下さい。
- 文部科学大臣が定める工業標準化法に基づく日本工業規格Z4821-1に定める線源の密封性の等級に相当することの確認の方法
 - ・線源の供給元が発行する仕様書等により密封性を確認することを規程に定めて下さい。

〔使用の条件〕

- 使用者は、放射線障害防止のための機能を有する部分の分解又は組立てを行わないこと。
 - ・通常の使用の一部である分解又は組立てであって、そのような分解又は組立てを行ったときでも年間1 mSvを下回るものであることについて認証を受けている認証機器については、使用者は、そのような分解又は組立てを行うことができます。そのような分解又は組立てを行う装備機器について、認証を受けようとする者は、その旨申請しなければなりません。

〔保管の条件〕

- みだりに持ち運ばれないようにすること。
 - ・出入口に施錠するなどの措置が必要です。
- 専用の容器その他の標識を付した容器で保管すること、又は技術基準を満たす貯蔵室又は貯蔵箱において保管すること。

〔運搬の条件〕

- L型輸送物として、L型輸送物の基準に従って運搬して下さい。

○L型輸送物に該当しない物は、運搬の委託を受けた者が、放射性輸送物として運搬して下さい。

〔年間使用時間等〕

○同一の者が、外部被ばくの評価に用いた使用時間を超える時間接近しないこと。
・使用のみならず、保管等の際の接近時間を含みます。

【用語】

「設計認証」

装備機器のイ)放射線障害防止のための機能に係る設計、ロ)設計に合致することの確認の方法、ハ)使用・保管・運搬条件について受ける認証。

(法第12条の2第1項)

「登録認証機関」

設計認証(対象は、下限数量の1000倍以下の数量の装備機器のみ)又は特定設計認証を行う機関。法第41条第1項の要件を充たす者は、登録認証機関になることができる。

(法第12条の2第1項)

「認証機器製造者等」

認証機器を製造・輸入しようとする者であって、設計認証・特定設計認証を受けた者

(法第12条の4第1項)

「認証機器」

認証を受けた設計に合致していることが、認証を受けた方法による検査により確認された装備機器

(法第12条の5第1項)

「表示付認証機器」

認証機器である旨の表示が付された認証機器

(法第12条の5第2項)

「認証番号」

認証したことを示す番号

(法第12条の6)

「認証条件」

認証を受けた使用・保管・運搬の条件

(法第12条の6)

4. 設計認証（表示付認証機器の使用をする者のための規定）

（法第3条の3）

【趣旨・背景】

- ① 下限数量に国際標準を導入することにより、放射性同位元素の数量の小さい装備機器が新たに規制の対象となる。装備機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築する。
- ② 表示付認証機器の使用をする者は、使用開始後の届出で足りることとし、認証条件に従って使用する限り、使用・保管等の基準は課されない。

【ポイント】

- ① 表示付認証機器を認証条件に従って使用をする者の手続
 - ・ 一般の放射性同位元素の使用の許可・届出を要しない。
（法第3条第1項、第3条の2第1項）
 - ・ 一般の放射性同位元素の使用の許可・届出とは別に表示付認証機器の使用の届出を行わなければならない。
 - ・ 届出の時期：使用開始後30日以内
 - ・ 届出事項：イ) 名称、住所、代表者氏名
ロ) 認証番号
ハ) 使用の目的、方法
（法第3条の3第1項）
 - ・ 届出の様式：規則別記様式第4
（規則別記様式第4）
 - ・ 事業所ごとに、認証番号の同じ機器ごとに届出を行わなければならない。
（令第5条）
- ② 表示付認証機器の使用において留意すべき事項
 - ・ 認証条件に従って使用をする。認証条件に従った使用をしない場合は、装備機器に内蔵される放射性同位元素の数量に応じて、あらかじめ一般の装備機器の許可又は届出を要する。この場合、一度認証機器からはずれた装備機器については、それ以降は認証機器として扱うことはできない。
（法第3条第1項、第3条の2第1項）
 - ・ 表示付認証機器を認証条件に従って使用する者は、使用の基準、保管の基準は課されない。文部科学省令で定める陸上輸送の輸送物の基準は課されない。国土交通省令で定める輸送方法に関する基準は課されることになる。
（法第25条の2第1項、第2項）
 - ・ 表示付認証機器が不用となったときは、製造者、販売業者等に引き渡すこと。
 - ・ 表示付認証機器の使用に当たっては、放射線の量や汚染の状況の測定、放射線障害予防規程の作成、教育訓練、健康診断の義務は課されない。
（法第25条の2第1項）

【補足】

- ・ 事業所ごとに、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに届出を行わなければなりません。表示付認証機器の使用の届出は、簡素な内容であり、1枚で収まるようにしています。
- ・ 認証番号が同じ表示付認証機器を複数使用する場合には、一の届出として届け出てください。届け出た事項に変更があった場合には、変更届が必要となります。
- ・ 表示付認証機器が不用になったときは、自由に廃棄できません。

5. 特定設計認証

(法第2章の2)

【趣旨・背景】

- ① 下限数量に国際標準を導入することにより、放射性同位元素の数量の小さい装備機器が新たに規制の対象となる。装備機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築する。
- ② 特に、放射線障害のおそれが極めて少ない装備機器については、使用の届出を要しない制度を設ける。

【ポイント】

- ① 放射線障害のおそれが極めて少ない装備機器として政令・告示で定める装備機器については、当該装備機器を製造・輸入しようとする者は、特定設計認証を受けることができる。

(法第12条の2第2項)

◆対象機器

- ・ 煙感知器 (^{241}Am 等) (イオン化式スポット型感知器、イオン化式住宅用防災警報器等)
- ・ レーダー受信部切替放電管 (^{241}Am 等)
- ・ 集電式電位測定器 (静電気測定器)
- ・ 熱粒子化式センサー (有害ガス測定器)
- ・ その他表面から10cm離れた位置における1cm線量当量率が $1\ \mu\text{Sv/h}$ 以下のものであって文部科学大臣が指定するもの

(令第12条第1項、特定設計認証告示)

- ② 認証の条件は、設計認証とほぼ同じ。ただし、年間使用時間にかかわらず $1\ \text{mSv/y}$ 以下であることが求められる。特定設計認証に特有の付加的な条件としては、装備機器の表面から10cmでの1cm線量当量率が、 $1\ \mu\text{Sv/h}$ 以下であること。

(規則第14条の3第1項第1号ロ)

- ③ 特定設計認証を受けた表示付特定認証機器を使用する者は、届出を要しない。ただし、廃棄に当たっては、製造したメーカーや販売業者等に引き渡すことが必要。

【補足】

- 表示付特定認証機器の認証条件に従わない使用について
 - ・ 表示付特定認証機器は、煙感知器 (イオン化式スポット型感知器、イオン化式住宅用防災警報器等)、レーダー受信部切替放電管等であり、通常想定される使用方法以外の使用が考えられないものですが、認証条件以外の方法で使用する場合には、一般の放射性同位元素の使用の許可又は届出が必要になります。

6. 新たに規制対象となる装備機器に関する経過措置

(改正令附則第6条)

【趣旨・背景】

- ・ 下限数量に国際標準を導入することにより、新たに規制の対象となる放射性同位元素の数量の小さい装備機器は、これまで安全に使用されてきたものであり、その実績、装備機器のリスクに応じた経過措置を講じる。これにより、新しい規制体系への移行を円滑に行う。

【ポイント】

- ・ 新たに規制対象となる装備機器（旧法の定義数量以下で新法の下限数量を超える数量の密封された放射性同位元素装備機器）については、平成19年3月末までに製造又は輸入されたものについては、廃棄に係る基準及び廃棄に関する確認並びにそれらに係る処分、罰則の規定のみ適用する。

(改正令附則第6条)

【補足】

- ・ 平成17年6月の施行後約2年弱で設計認証の申請と認証が概ね出揃うことになることを想定しています。
- ・ 施行時に使用されている装備機器を含め、平成19年3月末までに製造された新規規制対象の装備機器は、認証や届出なく使用をすることができます。これらの装備機器については、平成19年4月以降も届出の必要がありません。ただし、当該装備機器が不用になったときには、みだりに廃棄せず、購入元や製造メーカーに問い合わせをし、これらの者に返却するか、許可届出使用者又は許可廃棄業者に譲渡してください。
- ・ 平成19年4月1日以降に製造又は輸入された、旧法の定義数量以下で新法の下限数量を超える数量の装備機器であって、表示付認証機器ではない装備機器を使用するときは、以下の手続等届出使用者（下限数量の1000倍を超える数量の装備機器の使用をする場合は許可使用者）としての義務を果たすことが必要となります。

【Q&A】

Q6

現在、使用している密封線源であって、新たに規制対象となるもの（現行の定義数量以下であって新しい下限数量を超える装備機器）の取扱いはどうなるのか。

1. 今回の改正により新たに規制対象となる装備機器（3.7MBq以下であって新しい下限数量を超える数量の装備機器）であって、平成19年3月31日より前に製造され、又は輸入されたものについては、廃棄の基準及びその罰則に関する規定を除き、放射線障害防止法の規定を適用しないこととしています。
2. したがって、特に許可・届出等の手続を要せずに、使用を続けることができます。平成19年4月以降継続して使用をする場合も許可・届出等の手続を要しません。運搬物の基準についても適用されません。教育訓練、健康診断、被ばくの測定等の義務も課されません。
3. ただし、これらの装備機器が不用になったときには、不用意に廃棄せず、購入元や製造メーカー（届出販売業者等）に返却する等適切に処理してください。不用になった装備機器の処理について、法令上の記帳や廃止の届出の義務はありません。
4. 一方、平成19年3月31日より前に製造された装備機器であっても、装備機器を同年4月以降に製造された装備機器に交換した場合は、あらかじめ、使用の許可又は使用の届出が必要です。
また、表示付認証機器に交換し、使用をした場合は、使用開始後30日以内に表示付認証機器の使用の届出をして下さい。（特定表示付認証機器については不要です。）
5. なお、放射線測定器等の校正用線源なども、装備機器に該当します。

棄業者の皆様へ「放射線障害防止法の改正について」(平成 17 年 5 月文部科学省原子力安全課(抜粋))のとおりであること。

また、改正放射線障害防止法の詳細については、文部科学省「原子力・放射線の安全確保のホームページ (<http://www.nucmext.jp/>)」等を参考にすること。

2 イオン化式感知器等の扱い

改正前の放射線障害防止法においては、密封線源にあつては放射性同位元素の種類に係らず 3.7MBq 未満は規制対象とならなかったが、改正放射線障害防止法では、数量 10KBq 及び濃度 1Bq/g を超える ^{241}Am (アメリシウム 241) を装備したイオン化式感知器等は規制の対象となること。

なお、当課室で関係業界に確認したところ、現在、我が国で流通しているイオン化式感知器等については、基本的に規制の対象となるものであることが確認されたこと。

3 イオン化式感知器等に係る規制

改正放射線障害防止法は平成 18 年 6 月より施行され、イオン化式感知器等は改正放射線障害防止法第 2 条第 3 項に定める「放射性同位元素装備機器」に該当することとなること。このため、同法の規定に従う必要があること。

なお、平成 19 年 3 月末までに製造又は輸入されたイオン化式感知等の改正放射線障害防止法の適用については、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 17 年政令第 178 号)附則第 6 条第 1 項により、改正放射線障害防止法第一章、第 19 条、第 54 条(第 5 号(同法第 19 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に係る部分に限る。)、第 6 号(同法第 19 条第 3 項に係る部分に限る。))及び第 8 号から第 11 号までに係る部分に限る。)等を除き適用されないこと。

従って、平成 19 年 3 月末までに製造又は輸入されたイオン化式感知器等であっても廃棄及び廃棄に係る罰則に係る規定については適用されることとなること。

4 表示付特定認証機器

改正放射線障害防止法第 12 条の 2 第 2 項において、「その構造、装備される放射性同位元素の数量等からみて放射線障害のおそれが極めて少ないものとして政令で定める放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに当該放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件(年間使用時間に係るものを除く。)について、文部科学大臣又は登録認証機関の認証(以下「特定設計認証」という。)を受けることができる。」とされており、政令で定める放射性同位元素装備機器として、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」(昭和 35 年政令第 259 号)第 12 条第 1 項第 1 号に煙感知器が定められていること。

煙感知器については、イオン化式感知器等が該当することとなるが、当該認証を

受けた製造業者等は、改正放射線障害防止法第12条の5第1項に定める特定認証機器である旨の表示を付することができるものであること。(当該表示が付された特定認証機器を「表示付特定認証機器」という。)

表示付特定認証機器に係る規制については、別紙の文部科学省の事務連絡を参考にすること。

なお、改正放射線障害防止法第12条の5第1項に定める表示付特定認証機器であっても、廃棄については許可届出使用者(許可使用者及び届出使用者のこと。許可取消等使用者を除く。)又は許可廃棄業者(許可取消等廃棄業者を除く。)に委託する必要があるが、また、認証条件に従った使用を行わない場合は所持制限違反となり許可・届出等が必要となるので留意すること。

5 イオン化式感知器等の廃棄に係る広報・指導

イオン化式感知器等の廃棄に際しては、みだりに廃棄せず、購入元や製造メーカー等に問い合わせをし、これらの者に返却するか、許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託して廃棄する必要がある旨、必要に応じ周知を図ること。

6 その他

- (1) 許可届出使用者又は許可廃棄業者については、文部科学省のホームページ(<http://www.nucmext.jp/boushihou/boushihou002-1.html>)から当該事業者を探すことができること。
- (2) 消防法第9条の2に基づき住宅用防災警報器等を設置することとされる場所でイオン化式のものを設けてよいとされているのは、住宅用防災警報器等の設置がない7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下等(住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成16年総務省令第138号))に限られるので、十分留意すること。

事 務 連 絡
平成17年5月

放射性同位元素等の使用者・販売業者・賃貸業者・廃棄業者の皆様へ
－放射線障害防止法の改正について－

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課放射線規制室

放射性同位元素等の使用者・販売業者・賃貸業者・廃棄業者の皆様におかれましては、日頃より放射線利用における安全確保にご尽力いただいていることと存じます。

この度、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第69号）により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が改正されました。これに伴い、同法施行令、施行規則も改正され、併せて関係告示も整備されました。これらの一連の改正は、平成17年6月1日から施行されます。

皆様におかれましては、一連の改正法令をよくお読みいただくようお願いします。また、別添1の資料で改正の主要点をご説明するとともに、別添2の資料（省略）で改正法施行の前後における必要な手続きの主な事例について、別添3の資料（省略）で放射線障害予防規程等の作成にあたっての留意点についてご説明していますので、改正に伴い放射線利用における安全確保に遺漏のないようお願いいたします。

今回の改正の主要点は、規制対象となる放射性同位元素の下限数量の変更です。特に以下の点にご注意下さい。

- ・従来規制対象ではなく、新たに規制対象となる数量の放射性同位元素を装備している機器（機器校正用線源を含みます。）のうち、平成19年3月末までに製造されたものについては、廃棄についてのみ改正法令の規定に従ってください。使用・保管・運搬については、特段の手続きは要しません。
- ・貴事業所における使用する核種や数量によっては、許可使用者、届出使用者のいずれに該当するかが変わる場合があります。
- ・また、放射性同位元素の販売業又は賃貸業を行う事業者は、販売業又は賃貸業の許可制ではなく届出制になります。さらに、届出販売業者及び届出賃貸業者のうち、放射性同位元素を直接取り扱う事業者は、販売業又は賃貸業の届出とは別に使用の許可又は届出を要することになります。
- ・なお、規制対象下限値は変更になりますが、排気・排水の濃度限度や施設の審査における被ばく評価の方法を変更するものではありません。排気・排水設備やしゃへいのための改造が直ちに必要となるものではありません。

別添 1

放射線障害防止法及び関係政省令等の改正の内容

平成 17 年 5 月
文部科学省
原子力安全課

I. 放射線障害防止法の主要改正点	2
II. 規制対象下限値への国際標準の取り入れ	3
1. 下限数量の改正（抜粋）	3
2. （6ページから10ページ省略）	
3. 設計認証（機器の製造・輸入をしようとする者のための規定）	11
4. 設計認証（表示付認証機器の使用をする者のための規定）	17
5. 特定設計認証	19
6. 新たに規制対象となる放射性同位元素装備機器に関する経過措置	20
7. （以下省略）	

本通知文で参照している法令の条項の番号は、特段の注釈のない限り改正後の法令の条項の番号を指しています。なお、改正後の法令の条項の番号については資料作成時点のものであり、最終的なものとは異なる可能性がありますことをご承知おきください。

1. 放射線障害防止法の主要改正点

放射線障害防止法の主要改正点を概観します。

【ポイント】

1. 規制対象下限値への国際標準の取り入れ

- ◆ 国際原子力機関(IAEA)などの国際機関が共同で策定した「国際基本安全基準」で提唱されている免除レベルを下限数量(旧「定義数量」)として導入。
- ◆ 規制対象下限値の国際標準は、線量基準(通常の使用:年間 $10\mu\text{Sv}$ 事故時 1mSv)と様々な被ばく経路(シナリオ)を設定し、核種ごとに算出した数値基準(規制を免除する核種ごとの放射能(Bq)、放射能濃度(Bq/g))
- ◆ 密封されていない放射性同位元素については、多くの核種で下限数量が小さくなることから、設計認証・特定設計認証制度を創設し、安全性を損なうことなく合理的な放射性同位元素装備機器の使用を可能にした。

2. 安全性の一層の向上

- ◆ 主要許可使用者の安全管理を確認する定期確認制度を創設。
- ◆ 放射線取扱主任者の定期講習制度を創設。
- ◆ 定期検査の対象を合理的に見直し。

3. 廃棄物埋設処分の規定の整備

- ◆ 廃棄物埋設処分のための規定を整備。

4. 販売業・賃貸業の届出制化

- ◆ 販売業・賃貸業を許可制から届出制に改める。

【用語】

※今回の改正に伴い事業者の呼称が次のとおり定められています。

	《旧法》	→	《新法》
許可使用者、届出使用者の総称	使用者	→	許可届出使用者
廃棄業者	廃棄業者	→	許可廃棄業者
販売業者	販売業者	→	届出販売業者
賃貸業者	賃貸業者	→	届出賃貸業者
施設検査・定期検査の対象者		→	特定許可使用者(新設)
設計認証・特定設計認証を受けた者		→	認証機器製造者等(新設)
表示付認証機器の使用の届出をした者		→	表示付認証機器届出使用者(新設)

II. 規制対象下限値への国際標準の取り入れ

1. 下限数量の改正

(令第1条、数量告示第1条)

【趣旨・背景】

- ① 下限数量として国際標準を取り入れる。
- ② 下限数量を超えているかどうかを判断する単位を明確化する。

【ポイント】

- ① 放射性同位元素の下限数量として核種ごとに数量を定める。
 - ・ 「国際基本安全基準」で提唱されている免除レベルを下限数量として定める（原子炉等規制法の対象核種であるウラン、プルトニウム、トリウムは除く。）。
 - ・ 「国際基本安全基準」で定められていない核種については、同様の計算方法により英国放射線防護庁が算出した免除レベルを下限数量として定める。
 - ・ 英国放射線防護庁が算出した核種のうち、Sm-147については、使用の実態を踏まえた被ばく評価を行い、天然の組成比と同等の濃度を定める。（Sm-147は、磁石等に用いられているサマリウム中に含まれている。被ばく評価の結果、使用の実態が放射線障害防止上問題のないものに限定されていることに伴う特例。）
 - ・ 上記に含まれていない核種については、アルファ核種とそれ以外に分けて、下限数量を定める。この下限数量は、それぞれに属する核種について、「国際基本安全基準」及び英国放射線防護庁が定めている免除レベルのうち最も厳しい値を下限数量として定める。

(数量告示別表第1)

- ② 下限数量を超えているかどうかを判断する単位を明確化する。

	数量	(濃度)
密封された放射性同位元素	線源1個（通常、1式又は1組で用いるものは、1式又は1組）	線源1個
密封されていない放射性同位元素	事業所全体	容器1個

(数量告示第1条第2項)

- ③ 核種が2種類以上の場合の下限数量を超えているかどうかの判断
 - ・ 核種が2種類以上のときは、核種ごとの数量の規制対象下限値（数量告示別表第1で核種ごとに定めた数量。）に対する割合の和が1を超える場合に、下限数量を超えているものとして規制対象とする。

(数量告示第1条第1項第2号)

【補足】

- ① 数量と濃度について

- ・数量と濃度の双方が規制対象下限値（数量告示別表第1で核種ごとに定めた数量及び濃度。）を超える場合に規制対象となります。数量又は濃度の一方が規制対象下限値（同前）の数量又は濃度以下の場合には規制対象とはなりません。

②密封された放射性同位元素（以下「密封線源」という。）について

- ・密封線源については、原則として、線源1個が下限数量を超えているかどうかで判断すればよいこととなります。減衰補正はしないで下さい。
- ・ガンマナイフのように複数の線源を1台の機器に装備して用いる場合は、一組又は一式として使用する線源群が、下限数量を超えているかどうかで判断します。
- ・1個の線源が下限数量以下の数量であるものであっても、一の容器に収納して使用をする場合など一式として使用をするものが下限数量を超えている場合には、下限数量を超えるものとして規制対象となります。

③密封されていない放射性同位元素（以下「非密封線源」という。）について

- ・非密封線源については、無限に小分けを行うことが可能であり、容器1個の数量で判断することは不適切なため、数量については事業所を単位として判断することとしています。
- ・濃度については、容器1個ごとに規制対象下限値（告示別表第1で核種ごとに定めた濃度。）の濃度を超えているかどうかを判断します。
- ・事業所において2種類以上の核種の使用をする場合、核種ごとの数量の規制対象下限値（告示別表第1で核種ごとに定めた数量。）の数量に対する割合の和が1を超えるときに、下限数量を超えているものとして規制対象となります。
- ・事業所において使用をするいくつかの核種の数量が規制対象に該当する場合、その他の核種の事業所における数量が規制対象下限値（同前）以下であっても規制対象となります。ただし、事業所における核種ごとの数量が規制対象下限値（同前）の数量の1/100未満である核種については、許可の申請時に、核種としては申請するものの、数量や被ばく評価を要しない扱いとします。これは、新法令に特に規定はありませんが、運用上の対応となります。
- ・一度規制対象になった核種については、容器1個の数量が規制対象下限値（同前）以下の数量になるよう小分けしたのも規制対象となります。規制対象となったものの一部又は全部が付着・混入した物は、「放射性同位元素によって汚染された物」に該当します。

④濃度の和の計算を要する場合

- ・濃度が規制対象下限値（告示別表第1で核種ごとに定めた濃度。）を超えているかどうかの判断は、密封線源については線源1個、非密封線源については容器1個で行います。通常の線源は、比放射能から判断して濃度が規制対象下限値（同前）を超えていると考えられます。濃度の和を計算する必要がある線源は、複数の核種を使用している放射線特定器校正用の容積線源等限られたものであると想定しています。

【用語】

「下限数量」

規制対象となるような数量をいいます。核種が1種類のときは、核種ごとの免除レベルの数量と同じです。核種が2種類以上のときは、核種ごとの数量の免除レベルの数量に対する割合の和が1となる数量をいいます。したがって無数の数量の組み合わせを意味することになります。

密封線源については、線源1個の数量として下限数量を定めていますので、法令上

「下限数量の～倍」との表現があるときは、線源1個あたりの数量を意味します。
(令第1条、数量告示第1条)

「規制対象下限値」

個々の核種ごとに定めた規制対象となる数量及び濃度の下限値をいいます。基本的には「国際基本安全基準」及び英国放射線防護庁が定めている数値を用いています。具体的には、数量告示別表第1に掲げられた数量及び濃度を意味します。核種が1種類の場合は規制対象下限値と下限数量は同じですが、核種が2種類以上の場合には規制対象下限値と下限数量は一致しません。

【参考】

- ・ IAEA等が示した免除レベルの数値については、
「電離放射線に対する防護及び放射線源の安全のための国際基本安全基準」
International Basic Safety Standards for Protection against Ionizing Radiation and for the
Safety of Radiation Sources, Safety Series No.115, IAEA, Vienna (1996)
の附則Iに示されている。
- ・ 免除の基本的な考え方や原則については、
「放射線源と行為の規制管理からの免除のための原則」
Principals for the Exemption of Radiation Sources and Practices from Regulatory Control,
Safety Series No.89, IAEA OECD/NEA, Vienna (1988)
- ・ 英国放射線防護庁が示した免除レベルの数値については、
Exemption concentrations and quantities for radionuclides not included in the European
Basic Safety Standards Directive, NRPB「R-306」(1999)
に示されている。
- ・ これらの免除レベルの国内法令への取り入れの検討結果については、
放射線審議会基本部会報告書「規制免除について」(平成14年10月 記号の誤記
を平成15年7月修正版において修正)
に示されている。同報告書付録4中付表3、付表4にIAEA等が示した免除レベ
ル、英国放射線防護庁が示した免除レベルも記載されている。
- ・ サマリウム濃度に関する検討については、
放射線審議会総会資料第91-3号「放射線障害防止法及び関係政省令等の改正につ
いて」中に「サマリウム147の免除レベルについて」として示されている。

3. 設計認証（放射性同位元素装備機器の製造・輸入をしようとする者のための規定）

（法第2章の2、規則第2章の2）

【趣旨・背景】

- ① 下限数量に国際標準を導入することにより、放射性同位元素の数量の小さい放射性同位元素装備機器（以下「装備機器」という。）が新たに規制の対象となる。装備機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築する。
- ② 機器の製造・輸入をしようとする者は、設計認証を受けることができる。設計認証を受けた装備機器の使用者には、一般の放射性同位元素とは異なる規制を課す。

【ポイント】

- ① 対象機器
 - ・ 設計認証：装備機器全般（装備機器の種類に限定なし。特定設計認証を受けた装備機器のみを除く。）

（法第12条の2第1項）
- ② 設計認証の申請者
 - ・ 装備機器を製造しようとする者
 - ・ 装備機器を輸入しようとする者

（法第12条の2第1項）
- ③ 認証の単位
 - 次のいずれかが異なる場合は、新たに認証を受けることが必要
 - ・ 放射線障害防止機能を有する部分の設計
 - ・ 品質管理の体制
 - ・ 使用・保管・運搬条件

（令第11条第1項）
- ④ 認証の申請先
 - ・ 下限数量の1000倍以下の装備機器 登録認証機関
 - ・ 下限数量の1000倍を超える装備機器 国

（法第12条の2第1項、令第11条第2項）
- ⑤ 認証の基準
 - 〔設計に関する条件〕
 - ・ 外部被ばく年1mSv以下、内部被ばくのおそれがないこと。
 - ※ 装備機器の種類ごとに定める年間使用時間（測定器等の校正用線源、講習実演用線源は25時間、その他の装備機器（計測機器等）は100時間）以上の時間数で外部被ばくを評価すること。

（規則第14条の3第1項第1号イ、ロ、設計認証告示別表第3欄）
 - ・ 適切な密封性能を有すること（装備機器の種類ごとにJISの試験方法による等級を告示）。

（規則第14条の3第1項第1号ニ、設計認証告示別表第2欄）
- ・ 線源が固定されていること、取扱いの際の温度等に耐えること。

（規則第14条の3第1項第1号ホ、ヘ）

- 〔品質検査の条件〕
 - ・ 検査のための組織、管理責任者が置かれ、検査手順、測定器の管理に関する文書が整備されていること。

- (規則第14条の3第1項第2号イ、ロ、ハ)
- ・ 文部科学大臣が定める工業標準化法に基づく日本工業規格Z4821-1に定める線源の密封性の等級に相当することを確認すること。
(規則第14条の3第1項第2号ニ)
 - ・ 外部被ばくの線量が基準を充たしていることを測定により確認すること。
(規則第14条の3第1項第2号ホ)
 - ・ 認証の審査時において、登録認証機関が必要と認めるときは、理由を示して、検査の実施体制について実地調査を行う。
(法第12条の3第2項)

[使用の条件]

- ・ 認証を受けた条件にない分解又は組立てを行わないこと。
(規則第14条の3第2項第2号)

[保管の条件]

- ・ みだりに持ち運ばれないようにすること。
(規則第14条の3第2項第3号)
- ・ 専用の容器その他の標識を付した容器で保管すること、又は許可届出使用者の貯蔵室若しくは貯蔵箱で保管すること
(規則第14条の3第2項第4号)

[運搬の条件]

- ・ L型輸送物に該当する物は、開封時に「放射性」であることがわかる表示を付して運搬すること。
(規則第14条の3第2項第5～6号)
- ・ L型輸送物に該当しない物は、許可届出使用者又は許可届出使用者の委託を受けた者が放射性輸送物として運搬とすること。
(規則第14条の3第2項第7号)

[年間使用時間等]

- ・ 同一の者が外部被ばくの評価に用いた使用時間を超える時間接近しないこと。
(規則第14条の3第2項第1号)
- ・ その他使用・保管・運搬に関する条件が放射線障害防止上、適正かつ合理的なものであること。
(規則第14条の3第2項第8号)

[下限数量の1000倍を超える数量の装備機器の認証の付加的な基準]

- ・ 放射線障害防止機能が損なわれた場合に操作者が容易に認識できること。
- ・ 認証機器製造者等が、1年を超えない期間ごとに放射線障害防止機能の点検を行うこと。
- ・ 機器の種類ごとに告示で定める基準を満たすこと。
(規則第14条の3第3項)

⑥ 製造合致義務等

- ・ 認証機器製造者等は、認証を受けた装備機器（以下「認証機器」という。）を製造・輸入するときは、認証に係る設計に合致するようにならなければならない。
(法第12条の4第1項)
- ・ 認証機器製造者等は、認証を受けた確認の方法に従い、認証機器の検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。
(法第12条の4第2項)

- ・ 検査記録の記載事項
 - (イ) 検査に係る認証番号
 - (ロ) 検査を行った年月日及び場所
 - (ハ) 検査を行った責任者の氏名
 - (ニ) 検査の方法
 - (ホ) 検査の結果

(規則第14条の4第1項)

- ・ 検査記録の保存期間：10年間

(規則第14条の4第3項)

- ・ 検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。

(規則第14条の4第3項)

- ・ 認証を受けた設計に合致していることが確認された認証機器には、認証機器である旨の表示を付すことができる(表示を付した認証機器を「表示付認証機器」という。以下同じ。)。その他の機器には、認証機器の表示や紛らわしい表示をしてはならない。

(法第12条の5第1項、第2項)

- ・ 表示の内容：設計認証又は特定設計認証の文字と三葉マーク。機器本体に表示を付すことが著しく困難な認証機器にあっては、専用の容器に表示することができる。

(規則第14条の5、別図)

⑦ 販売時の添付文書の記載事項

- 表示付認証機器を販売・賃貸しようとする者は、以下の事項を記載した文書を表示付認証機器ごとに添付しなければならない。

- ・ 認証番号
- ・ 認証条件(認証を受けた使用・保管・運搬の条件)
- ・ 廃棄の方法(許可届出使用者に委託)
- ・ 法令に違反した場合に罰則が課されていること
- ・ 使用の開始及び廃止の届出の様式
- ・ 製造メーカー等の連絡先
- ・ 文部科学省のウェブサイトアドレス

(法第12条の6、規則第14条の6第2項)

⑧ 違反時の措置

- 文部科学大臣は、以下の違反をした者に対して、認証の取消し、表示付認証機器の回収その他の措置の命令を行うことができる。

- ・ 不正の手段により認証を受けたとき
- ・ 認証を受けた設計に合致しているかどうかの検査を行わなかったとき
- ・ 認証を受けた設計に合致しているかどうかの検査の検査記録を法令どおりに記録・保存しなかったとき
- ・ 添付文書を添付せずに販売・賃貸したとき

(法第12条の7第1項、第2項)

● 罰則

- ・ 文部科学大臣の命令に違反したとき
1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこれの併科。
(法第53条第4号)
- ・ 検査記録の作成をしないとき、虚偽の記録をしたとき、記録の保存をしないとき

【補足】

①規定の対象者

- ・ 認証の申請者に係る法第12条の2第1項の規定や販売・賃貸時の文書の添付に係る法第12条の6の規定には、対象者を「業として」行う者に限定する規定とはなっていません。
- ・ つまり、認証機器を製造・輸入しようとする者であれば、認証の申請を行うことができることとなります。必ずしも業として製造・輸入しようとする者であることを要しません。
- ・ 同様に、販売・賃貸時の文書の添付は、販売業者・賃貸業者以外の者が単発的に販売・賃貸するときにも添付する必要があります。
- ・ 表示付認証機器を購入後、第三者に転売するときなどに添付文書を添付することが必要となるわけですが、この添付文書は、記載すべき事項が記載されておればよく、最初の購入時に添付されていた文書そのものである必要はありません。例えば、認証機器製造者等のウェブサイトから表示付認証機器ごとの添付文書をダウンロードできれば、ダウンロードした文書で構いません。

②下限数量の1000倍を超える数量の装備機器

- ・ 下限数量の1000倍を超える数量の装備機器についても設計認証を受けることができます。このような機器の認証の申請は、登録認証機関ではなく国に申請しなければいけません。
- ・ 下限数量の1000倍を超える装備機器の認証の基準も1000倍以下の数量の装備機器の認証の基準と同様ですが、付加的にいくつかの基準があります。
 - － 放射線障害防止機能が損なわれた場合に操作者が容易に認識できること。
(故障時に警報・警報灯の点灯などにより容易に認識できること。)
 - － 認証機器製造者等が、1年を超えない期間ごとに放射線障害防止機能の点検を行うこと。
(認証機器製造メーカーやその委託を受けた者が、表示付認証機器の使用者を巡回するなどして放射線障害防止機能の点検を行うこと。)
 - － 機器の種類ごとに告示で定める基準を満たすこと。
(基準は、今後個別に制定する予定です。)
- ・ 機器の種類ごとに告示で定める基準を満たすことが必要であり、この基準は、今後、個別に制定する予定です。下限数量の1000倍を超える装備機器の認証を求める者は、国によく御相談ください。

③認証の変更

- ・ 設計認証には、変更の手続きがありません。設計、使用条件又は品質保障体制のいずれかが変わった場合は、新たに設計認証を取得していただくこととなります。設計が異なる製品は、別の型番を付し、別製品として販売することが通常と考えられます。また、変更前に製造した製品もやはり認証を受けた製品として扱うためには、変更の手続きを設けることは、適切ではないためです。

④認証の基準の補足

〔設計に関する条件〕

○外部被ばく年1mSv以下、内部被ばくのおそれがないこと

- ・ 外部被ばくは、申請者の申請する年間使用時間で1mSv/yを超えないことを審査します。この年間使用時間は、装備機器の種類ごとに告示で定める時間数を超

えるものでなければいけません。測定器等の校正用線源、講習の実演用線源については25時間、その他の装備機器（計測機器等）については年間100時間以上で評価してください。これを上回る時間であれば、大きな時間数であることはかまいません。ただし、この年間使用時間は、装備機器を操作する時間だけでなく保管等をしているときを含めて50センチメートル以内に接近しないことが使用・保管等の条件となることに留意してください。（上記の申請者が評価に用いる年間使用時間については、実際の使用に当たってもこれを超えて使用しないようにしてください。）

○適切な密封性能を有すること（機器の種類ごとにJISの試験方法による等級を告示）

・ JIS Z4821-1を踏まえ、制定したものです。

○装備機器（に内臓される放射性同位元素）が固定、取扱いの際の温度等に耐えること。

・ 装備機器の使用条件を踏まえ、申請してください。

〔品質検査の条件〕

○検査のための組織、管理責任者が置かれ、検査手順、測定器の管理に関する文書が整備されていること。

・ 検査のための組織に、人数等の要件はありません。専任であることも要しません。

○装備機器（に内臓される放射性同位元素）の密封性を確認すること。

・ RI協会の放射性同位元素の仕様書等により密封性が確認されていることを求める。

○外部被ばくの線量が基準を充たしていることを測定により確認すること。

・ 製品の線量当量率を測定し、認証を受けた設計の範囲内であることを確認すればよい。

○認証の審査時において、登録認証機関が必要と認めるときは、理由を示して、検査の実施体制について実地調査を行う。

〔使用の条件〕

○認証を受けた条件にない分解又は組立てを行わないこと。

・ 通常の使用の一部である分解又は組立てであって、そのような分解又は組立てを行ったときでも年間1mSvを下回るものであることについて認証を受けている認証機器については、使用者は、そのような分解又は組立てを行うことができる。そのような分解又は組立てを行う装備機器について、認証を受けようとする者は、その旨申請しなければならない。

〔保管の条件〕

○みだりに持ち運ばれないようにすること。

・ 部屋の鍵をかけて保管するなど。

○専用の容器その他の標識を付した容器で保管すること

・ 許可届出使用者が許可を受けている貯蔵施設又は貯蔵箱において保管することも認められる。

〔運搬の条件〕

○L型輸送物に該当する物は、表面にL型輸送物に相当する旨表示するとともに、開封時に「放射性」であることがわかる表示を付して運搬すること。

○L型輸送物に該当しない物は、許可届出使用者又は許可届出使用者の委託を受け

た者が、規則第十八条から第十八条の三まで及び第十八条の十一から第十八条の十七までの規定により、放射性輸送物として運搬とすること。

〔年間使用時間等〕

- 同一の者が、外部被ばくの評価に用いた使用時間を超える時間接近しないこと。
・使用のみならず、保管等の際の接近時間を含みます。

【用語】

「設計認証」

装備機器のイ)放射線障害防止のための機能に係る設計、ロ)設計に合致することの確認の方法、ハ)使用・保管・運搬条件の認証について受ける認証。

(法第12条の2第1項)

「登録認証機関」

設計認証(対象は、下限数量の1000倍以下の数量の装備機器のみ)又は特定設計認証を行う機関。法第41条第1項の要件を充たす者は、登録認証機関になることができる。

(法第12条の2第1項)

「認証機器製造者等」

認証機器の製造・輸入しようとする者であって、設計認証・特定設計認証を受けた者

(法第12条の4第1項)

「認証機器」

認証を受けた設計に合致していることが、認証を受けた方法による検査により確認された装備機器

(法第12条の5第1項)

「表示付認証機器」

認証機器である旨の表示が付された表示付認証機器

(法第12条の5第2項)

「認証番号」

認証を受けた番号

(法第12条の6)

「認証条件」

認証を受けた使用・保管・運搬の条件

(法第12条の6)

4. 設計認証（表示付認証機器の使用をする者のための規定）

（法第3条の3）

【趣旨・背景】

- ① 下限数量に国際標準を導入することにより、放射性同位元素の数量の小さい装備機器が新たに規制の対象となる。装備機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築する。
- ② 表示付認証機器の使用をする者は、使用開始後の事後の届出で足りることとし、認証条件に従って使用する限り、使用・保管等の基準は課されない。

【ポイント】

- ① 表示付認証機器を認証条件に従って使用をする者の手続
 - ・ 一般の放射性同位元素の使用の許可・届出を要しない。
（法第3条第1項、第3条の2第1項）
 - ・ 一般の放射性同位元素の使用の許可・届出とは別に表示付認証機器の使用の届出を行わなければならない。
 - ・ 届出の時期：使用開始後30日以内（開始後の届出で構わない。）
 - ・ 届出事項：イ) 名称、住所、代表者氏名
ロ) 認証番号
ハ) 使用の目的、方法
（法第3条の3第1項）
 - ・ 届出の様式：規則別紙様式4
（規則別紙様式4）
 - ・ 事業所ごとに認証番号の同じ機器ごとに届出を行わなければならない。
（令第5条）
- ② 表示付認証機器の使用において留意すべき事項
 - ・ 認証条件に従って使用をする。認証条件に従った使用をしない場合は、装備機器に内蔵される放射性同位元素の数量に応じて、あらかじめ一般の装備機器の許可又は届出を要する。この場合、一度認証機器からはずれた装備機器については、それ以降は認証機器として扱うことはできません。
（法第3条第1項、第3条の2第1項）
 - ・ 表示付認証機器を認証条件に従って使用する者は、使用の基準、保管の基準は課されない。文部科学省令で定める陸上輸送の輸送物の基準は課されない。国土交通省令で定める輸送方法に関する基準は課されることになる。
（法第25条の2第1項、第2項）
 - ・ 表示付認証機器を廃棄しようとするときは、製造者、販売業者等に引き渡してください。
（法第19条第5項）
 - ・ 表示付認証機器の使用に当たっては、放射線の量や汚染の状況の測定、放射線障害予防規程の作成、教育訓練、健康診断の義務は課されない。
（法第25条の2第1項）

【補足】

- ・ 事業所ごとに認証番号が同じ表示付認証機器ごとに届出を行わなければなりません。表示付認証機器の使用の届出は、簡素な内容であり、1枚で収まるようにしています。封筒とともに製品に添付するなどすれば、ユーザーは、容易に届出ができ

ると考えられます。

- ・ 認証番号が同じ表示付認証機器を複数使用する場合には、一の届出として届け出てください。届け出た台数に変更が必要になったときには、変更届が必要となります。
- ・ 表示付認証機器が不用になったときは、自由に廃棄できません。廃棄に当たっては、製造したメーカーや販売業者等に引き渡すことが多くなると考えています。

5. 特定設計認証

(法第2章の2)

【趣旨・背景】

- ① 下限数量に国際標準を導入することにより、放射性同位元素の数量の小さい装備機器が新たに規制の対象となる。装備機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築する。
- ② 特に、放射線障害のおそれが極めて少ない装備機器については、使用の届出を要しない制度を設ける。

【ポイント】

- ① 放射線障害のおそれが極めて少ない装備機器として政令・告示で定める装備機器については、当該装備機器を製造・輸入しようとする者は、特定設計認証を受けることができる。

(法第12条の2第2項)

◆対象機器

- ・ 煙感知器 (^{241}Am 等) (イオン化式スポット型感知器、イオン化式住宅用防災警報器等)
- ・ レーダー受信部切替放電管 (^{241}Am 等)
- ・ 集電式電位測定器 (静電気測定器)
- ・ 熱粒子化式センサー (有害ガス測定器)
- ・ その他表面から10cm離れた位置における最大線量当量率が $1\mu\text{Sv/h}$ 以下のもの
であって文部科学大臣が指定するもの

(令第12条第1項、設計認証告示第1条)

- ② 認証の条件は、設計認証とほぼ同じ。ただし、年間使用時間にかかわらず 1mSv/y 以下であることが求められる。特定設計認証に特有の付加的な条件としては、装備機器の表面から10cmでの線量当量率が、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以下であること。

(規則第14条の3第1項第1号ハ)

- ③ 特定設計認証を受けた表示付特定認証機器を使用する者は、届出を要しない。ただし、廃棄に当たっては、製造したメーカーや販売業者等に引き渡すことが多くなると考えています。

(法第19条第5項)

【補足】

- 表示付特定認証機器の認証条件に従わない使用について
 - ・ 表示付特定認証機器は、煙感知器 (イオン化式スポット型感知器、イオン化式住宅用防災警報器等)、レーダー受信部切替放電管等であり、通常想定される使用方法以外の使用が考えられないもので、認証条件に原則的に従うことが必要です。
 - ・ 認証条件以外の方法で使用する場合には、一般の放射性同位元素の使用の許可又は届出が必要になります。

6. 新たに規制対象となる装備機器に関する経過措置

(改正令附則第5条)

【趣旨・背景】

- ・ 下限数量に国際標準を導入することにより、新たに規制の対象となる放射性同位元素の数量の小さい装備機器は、これまで安全に使用されてきたものであり、その実績、装備機器のリスクに応じた経過措置を講じる。これにより、新しい規制体系への移行を円滑に行う。

【ポイント】

- ・ 新たに規制対象となる装備機器（旧法の定義数量以下で新法の下限数量を超える数量の装備機器）については、平成19年3月末までに製造又は輸入されたものについては、廃棄に係る基準及び廃棄に関する確認並びにそれらに係る処分、罰則の規定のみ適用する。

(改正令附則第6条)

【補足】

- ・ 平成17年6月の施行後約2年弱で設計認証の申請と認証が概ね出揃うことになることを想定しています。
- ・ 施行時に使用されている装備機器を含め、平成19年3月末までに製造された新規規制対象の装備機器は、認証や届出なく使用をすることができます。これらの装備機器については、平成19年4月以降も届出の必要がありません。ただし、当該装備機器が不用になったときには、みだりに廃棄せず、購入元や製造メーカーに問い合わせをし、これらの者に返却するか、表示付認証機器、表示付特定認証機器と同じく許可届出使用者又は許可廃棄業者に譲渡してください。なお、このような使用の廃止のための措置を講じたときにも、平成19年3月末までに製造又は輸入された新規規制対象の機器については、届出等の手続きを要しません。
- ・ 平成19年4月1日以降に製造又は輸入された、旧法の定義数量以下で新法の下限数量を超える数量の装備機器であって、表示付認証機器ではない装備機器を使用する場合には、以下の手続等届出使用者（下限数量の1000倍を超える数量の装備機器の使用をする場合は許可使用者）としての義務を果たすことが必要となります。

【Q&A】

Q6-1

従来の定義数量以下で新法の下限数量を超える数量の装備機器を現在使用しているが、平成19年4月以降も引き続き使用するためには、どうすればよいのか。

1. 旧法の定義数量以下で新法の下限数量を超える数量の装備機器であって平成19年3月末までに製造又は輸入されたものは、平成19年4月以降も許可や届出を要さず、使用できます。
2. ただし、不用になったときは、購入元や製造メーカー（届出販売業者等）に問い合わせの上、これらの者に返却するなどしてください。なお、このような使用の廃止のための措置を行ったときにも、旧法の定義数量以下で新法の下限数量を超える数量の装備機器であって平成19年3月末までに製造又は輸入されたものについては、使用者については廃棄に係る手続きの必要はありません。
一方、平成19年3月以前に製造された装備機器であっても、装備機器を同年4月以降に製造された装備機器に交換した場合は、あらかじめ、使用の許可又は使用の届出が必要となります。
また、表示付認証機器に更新する場合は、表示付認証機器の使用の届出をして下さい（特定表示付認証機器については不要です）。

Q6-2

現在、使用している密封線源であって、新たに規制対象となるもの（現行の定義数量以下であって新しい下限数量を超える装備機器の取扱いはどうなるのか。

1. 今回の改正により新たに規制対象となる装備機器（3.7MBq以下であって新しい下限数量を超える数量の装備機器）であって、平成19年3月31日より前に製造され、又は輸入されたものについては、廃棄の基準及びその罰則に関する規定を除き、放射線障害防止法の規定を適用しないこととしています。
2. したがって、特に許可・届出等の手続を要さずに、使用を続けることができます。平成19年4月以降継続して使用をする場合も許可・届出等の手続を要しません。運搬物の基準についても適用されません。教育訓練、健康診断、被ばくの測定等の義務も課されません。
3. ただし、これらの装備機器が不用になったときには、不用意に廃棄せず、購入元や製造メーカー（届出販売業者等）に返却する等適切に処理してください。不用になった装備機器の処理について、法令上の記帳や廃止の届出の義務はありません。
4. なお、放射線測定器等の校正用線源も、装備機器に該当します。講習のための実演に用いる密封線源も装備機器に該当します。